



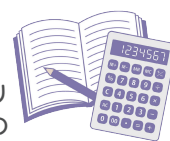
健康保険に関するタイムリーな話題をお届け！職場内で回覧してください。

## 協会けんぽ 2022(令和4年)年度決算(見込み)のお知らせ

### 2022年度の決算(見込み)のポイント

2022年度の決算は **収入が11兆3,093億円**、**支出が10兆8,774億円**で、**収支差は4,319億円**となりました。  
ポイントとして、収支差は前年度比で増加(+1,328億円)しましたが、この要因は、保険料収入の増加(+1,868億円)より保険給付費の増加(+2,502億円)が上回ったものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う2020年度の高齢者の医療費の一時的な減少により、後期高齢者支援金に多額の精算(戻り分1,901億円)が生じたこと等によって支出の伸びが抑えられたことによるもので、一時的な特殊事情によるものです。

※詳しくは、協会けんぽホームページをご覧ください。



#### 保険給付費 63.9%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

#### 高齢者医療への拠出金等 33.0%

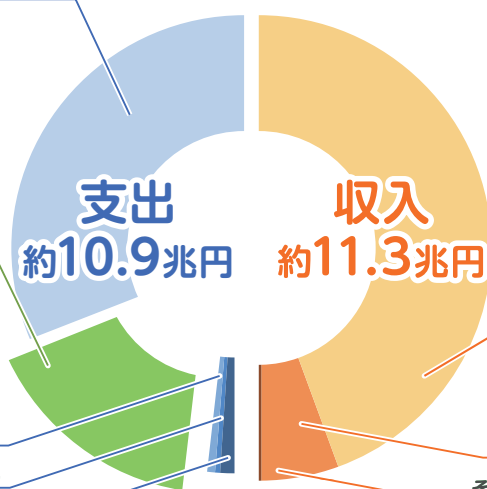
高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。その額は、支出の約 $\frac{1}{3}$ を占め、重い負担になっています。

今後、団塊の世代が75歳以上となることによって、高齢者医療への拠出金の増加が見込まれています。

健診・保健指導経費 1.2%

協会事務費 0.9%

その他の支出 1.0%



#### 2022年度決算(見込み)医療分

収入 11兆3,093億円 (+1,813億円)

支出 10兆8,774億円 (+486億円)

収支差 4,319億円 (+1,328億円)

準備金 4兆7,414億円 (+4,319億円)

※( )内は、対前年度比。

#### 保険料収入 88.8%

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料

国からの補助金 11.0%

その他の収入 0.2%



Q. 2022年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？

#### A. 協会けんぽの財政は、以下の理由から楽観を許さない状況です。

■収入面では、賃上げによる賃金の上昇が当面は見込まれるものの、被保険者数の伸びが鈍化していることや、不安定な海外情勢や物価高の影響等で経済の先行きが不透明であること等によって、これまでのような保険料収入の増加が今後も続くとは期待し難いこと。

■支出面では、医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移した2021年度(対前年度比+8.6%)をさらに上回り、2022年度は対前年度比+4.4%と高い伸びで推移していることや、今後も、後期高齢者支援金の増加が見込まれること。

こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康増進の取り組みを中心とした医療費の適正化をさらに推進するとともに、安定した財政運営に努めてまいります。

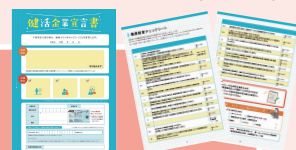
# 健康経営優良法人認定を目指している事業所さまへ

中小規模法人部門への申請にあたっては、加入している保険者が実施している**健康宣言事業**（＝「健活企業宣言」を行うこと）への参加が必須となっています。  
まだ「健活企業宣言」されていない事業所さまは、この機会に宣言をお願いいたします。

## 「健活企業宣言」の流れ

1

※**健活企業カルテ**を参考に、「健活企業宣言書」と「チェックシート」を記入し、協会けんぽ岡山支部へ提出  
※協会けんぽ岡山支部にご連絡いただけますと、お送りします。



▲健康企業宣言書

2

「健活企業」として認定  
認定証等をお送りいたします



3

宣言を社内外へ発信・取り組みスタートのための準備



▲サポートGUIDE

4

職場内の健康づくりの取り組みをスタート！  
健活企業特典をご活用ください



「健活企業宣言」について  
詳しくはこちらから



PCから  
検索する場合

協会けんぽ岡山支部  
HP

健康づくり

健活企業について  
（健康宣言事業）



## 被扶養者資格の再確認にご協力ください

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、**毎年度被扶養者資格の再確認**を実施しています。被扶養者資格の再確認は、被扶養者の現状確認だけでなく、加入者のみなさまの**保険料負担の軽減**につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

提出期限



令和5年  
**12月8日(金)**

実施時期



令和5年**10月下旬から11月上旬**にかけて、  
「被扶養者状況リスト」を事業主さまにお送りします。

再確認の対象となる方

令和5年**4月1日**において、**18歳以上**である被扶養者の方  
※令和5年4月1日以降に被扶養者となった方は、確認の対象外となります。